

早稲田大学博士論文概要書

人権条約解釈における条約実施機関と当事国の
「対立」と「対話」
—人権条約解釈の特殊性再考—

早稲田大学大学院法学研究科

吉田 暁永

目次

第1章	問題の所在と概念枠組・分析視角	1
第2章	人権条約の解釈手法	2
第3章	当事国意思概念に関する条約解釈規則と人権条約の解釈手法の比較.....	4
第4章	人権条約に付された留保を巡る「対立」と「対話」	5
第5章	人権条約の解釈における「対立」と「対話」	5
第6章	結論	8

博士論文概要書

第1章 問題の所在と概念枠組・分析視角

第1章では、先行研究を分析しその問題点を指摘することを通じて本博士論文での問題意識を明らかにした上で、本博士論文で用いる概念枠組と分析視角を提示する。

第1節では、本博士論文の問題意識の前提として、人権条約の特殊性を明らかにする。人権条約は、伝統的国際法における二面的義務とは異なる「特殊」な義務を当事国に課しているとされる。この「特殊性」は、当事国間対世的義務と混同されることもあるが、人権条約が、当事国の間だけでなく、当事国と個人間の権利義務関係を設定していることが重要である。そして、人権条約の停止可能性や国家承継といった問題を検討すると、人権条約の特殊性の意義は、人権条約において当事国意思の重要性を低下させることにあり得ると言える。

第2節では、人権条約解釈の「特殊性」の可否を論じてきた先行研究を分析し、その問題点を明らかにする。まず、人権条約解釈の特殊性を肯定する論者は、条約法条約上の条約解釈規則が人権条約に適用されるが、趣旨および目的を強調する解釈は、従来の「成法論的」な解釈と異なると主張する。これに対して、人権条約も、条約解釈規則に沿って解釈されており、趣旨および目的を強調した解釈も人権条約に特有ではないと主張して人権条約解釈の特殊性を否定する論者もいる。さらに、この、人権条約解釈の特殊性を巡って二分された議論を受けて、人権条約解釈が条約解釈規則に沿っていることを認めつつも、一定程度特殊性を肯定し、それを理論的に説明しようとする中間的な論者もいる。

本博士論文は、こうした先行研究が次の二点の問題を抱えていると考える。

①先行研究、特に人権条約解釈の特殊性否定説の問題として、どういった「当事国意思」が条約法条約起草時に想定されていたのかを詳細に検討していないことがある。また、人権条約解釈の特殊性肯定説についても、人権条約の解釈手法のどのような特徴が、条約解釈規則と一致しない「特殊」なものかを明らかにしていない。

②先行研究は、全体として、人権条約解釈が当事国意思の否定かどうかで議論で二分されており、当事国意思の肯定と否定との間に「濃淡」があるはずである。なぜなら、人権条約制度は国家の合意で成立している以上、人権条約解釈も、その合意を無視し続けるわけにはいかず、他方で、人権保障の観点から、国家の合意に沿った解釈を続けることもできないからである。また、人権条約において、当事国が、人権にとって最大の侵害者であるだけでなく、保障者でもあるという一見して矛盾した位置付けにあることも踏まえる必要がある。

さらに、本博士論文と問題意識の近い中間的な論者も含め、先行研究は、特定の人権条約実施機関の実践、もしくは特定の解釈手法を取り出して議論する傾向にあり、この傾向により、「濃淡」を見逃してしまっている。それゆえ、本博士論文では、欧州人権裁判所、米州人権裁判所、そして、自由権規約委員会という三つの人権条約実施機関の実践を比較して、この「濃淡」を明らかにする。

第3節では、人権条約解釈を巡る概念枠組を確認する。まず、人権条約解釈において、人権の実効的保障は、個人の置かれた現実を踏まえた実際的な人権保障を要請する。次に、条約解釈の目的は当事国意思の探求であり、合意主義も、形式的には国家間の合意たる人権条約にも当てはまる。しかし、人権条約では、趣旨および目的などに基づく抽象的な合意から具体的な義務を引き出すことが問題となる。最後に、人権条約に共通して適用される補完性原則があり、同原則によれば、人権条約の実施の中心的役割は各当事国にあり、国際的な実施機関による人権条約の解釈は、必要とされる範囲内に限定される。

第4節では、本博士論文が人権条約実施機関の実践の「濃淡」を明らかにするために用いる分析視角として、「対話モデル」と「対立モデル」を設定する。「対話モデル」とは、裁判官対話や建設的対話において論じられているように、人権条約実施機関と当事国が、両者の信頼関係に基づき、対等な関係にあり、解釈権限を共有するモデルである。対照的に、両者の信頼関係が存在しない場合、人権条約実施機関が、当事国の解釈権限を剥奪し占有する「対立モデル」が出現する。

第2章 人権条約の解釈手法

第2章では、人権条約実施機関が用いる、実効的解釈、自律的解釈、発展的解釈、そして、統合的解釈という解釈手法をそれぞれ分析する。

第1節では、積極的義務を巡る実践に焦点を当てて、人権の実効的保障に基づき、個々人の置かれた現実的な状況に見合った救済を施そうとする実効的解釈を分析する。まず、欧州人権裁判所は、実効的解釈により積極的義務を導いているが、その範囲を、評価の余地などを通じて当事国の事情を広く考慮することで制限し、人権の実効的保障と補完性原則のバランスをとっている。しかし、米州人権裁判所は、評価の余地などによって当事国の事情を考慮することはなく。同様の傾向は、自由権規約委員会においても見られる。

第2節では、当事国の国内法規定に関係なく人権条約上の用語の意味を導き出す自律的解釈を検討する。まず、欧州人権裁判所は、自律的解釈を行っているが、当事国の法状況などに依拠して自律的解釈を導き、被告国国内法を尊重することもある。また、同裁判所は、道徳的・倫理的意味を含む用語や表現については自律的解釈を行っていない。つまり、欧州人権裁判所は、条約上の義務を拡張し得る自律的解釈を、意思主義や補完性原則で制約しようとしている。他方で、米州人権裁判所は、条文の特性上自律的解釈を行う必要が少なく、行う場合にも、当事国の法状況や被告国の国内法に依拠することはない。自由権規約委員会は、自律的解釈を行う際、被告国の国内法を尊重することもあるが、当事国の法状況に依拠することなく、自由権規約上の用語を解釈する。こうして、米州人権裁判所と自由権規約委員会の自律的解釈においては、人権の実効的保障への強調が顕著である。

第3節では、国家や社会において変化する状況を考慮する発展的解釈について、コンセンサスの役割に焦点を当てて検討する。まず、欧州人権裁判所は、原則としてコンセンサスが存在しない場合、当事国に評価の余地を認め、存在する場合に限って発展的解釈を行うこと

で、意思主義と人権の実効的保障のバランスをとっているが、時折、コンセンサスが存在しない場合でも、発展的解釈を行うこともある。また、問題となっている当事国の措置が民主的に支持されている場合、コンセンサスの存在を無視することもある。さらに、コンセンサスの認定方法につき、同裁判所は、原則として、その範囲を当事国に限定しており、また、当事国の実践を証拠としてコンセンサスを認定する際にも、多数の当事国が行う実践でない限り、コンセンサスを認定しない。このようにして、欧州人権裁判所は、発展的解釈において、原則としては、意思主義や補完性原則とのバランスをとろうとしているが、場合によっては、人権の実効的保障のみを強調することもある。他方で、米州人権裁判所は、そもそも評価の余地理論を採用しておらず、コンセンサスがなくとも、発展的解釈を行うことを明言している。また、問題となっている当事国の措置が民主的に支持されていたとしても、コンセンサスの存在を優先して、そうした措置による条約違反を認定する。コンセンサスの認定方法についても、同裁判所は、その範囲を国際社会に拡張し、どの程度の国家がある実践を支持しているかにも注目しない。最後に、自由権規約委員会も、評価の余地を採用しておらず、民主的に支持された当事国の措置であっても、そうした措置の規約違反を認定する。コンセンサスの認定方法について、同委員会は、近年、他の国連人権条約実施機関の文書や地域的な人権基準を参照して、自由権規約上の保障範囲を拡大させる一般的意見を作成している。また、同委員会は、どの程度の当事国がある実践を行っているかに注目せずにコンセンサスを認定し、当事国に支持されていない一般的意見をも参照する。こうして見ると、欧州人権裁判所においては、原則として、人権の実効的保障に基づく発展的解釈を意思主義や補完性原則で制約しようとしながらも、時折、人権の実効的保障を強調するという一貫しない傾向が確認される。他方で、米州人権裁判所と自由権規約委員会においては、人権の実効的保障を強調した発展的解釈が一貫して展開されている。

第4節では、当事国が人権条約上の権利を制約する際に他の国際法規範を持ち出した場合、人権条約実施機関がそうした規範と人権条約を統合的に解釈するかを検討した。まず、欧州人権裁判所は、主権免除によって裁判を受ける権利を制約することを広く認めているが、雇用契約に関する紛争においては、主権免除に関する慣習国際法規則を制約的に解釈することで裁判を受ける権利の実効性を確保している。他方で、同裁判所は、国際組織の免除において、裁判を受ける権利と国際組織の適切な機能の確保というバランスをとろうとしている。しかし、国連の特権免除が問題となる場合には、主権免除と同じく、極めて謙抑的な判断が見られる。対照的に、米州人権裁判所は、国際人道法や投資協定に基づく人権条約上の権利の制約を認めていない。最後に、自由権規約委員会は、主権免除について、欧州人権裁判所と同じく謙抑的な判断を行っている。しかし、同委員会は、安保理決議の履行を目的とした措置による人権侵害について、安保理決議を履行する際でも当事国は自由権規約上の義務から逃れられないと判断している。こうして、欧州人権裁判所は、統合的解釈においても、人権の実効的保障と意思主義のバランスをとっている一方で、米州人権裁判所は、

一貫して人権の実効的保障を強調している。他方で、自由権規約委員会については、両人権裁判所の間に位置する中間的な立場であると評価できる。

第3章 当事国意思概念に関する条約解釈規則と人権条約の解釈手法の比較

第3章では、条約法条約の準備作業や国際司法裁判所の解釈実践を素材に、条約解釈規則において想定される「当事国意思」概念を明らかにした上で、この概念が、前章で見た人権条約実施機関の解釈手法で採用されているかを検討する。

第1節では、まず、条約法条約の準備作業では、条約法条約31条および32条で規定される解釈手段の間に位階は存在せず、それらの相互作用が法的に妥当な解釈を生み出すとされ、解釈過程の一体性が強調されたことを指摘する。つまり、国際法委員会は、条約法条約31条および32条に規定される各解釈手段が個別にではなく、「一体として」当事国意思を確定すると考えていたのである。それゆえ、解釈手段の一つに過ぎない趣旨および目的に基づく解釈は、条約文の意味を否定することは許されないのである。また、国際法委員会は、準備作業を、その主観性ゆえに解釈の補的手段と位置付け、反対に、当事国意思を客観的に表明する解釈手段として、条約文や後に生じた慣行を重視していたため、条約解釈手段の客観性を確立しようとしていたと言える。つまり、条約解釈規則は、より合理的かつ客観的な当事国意思に到達することを目的としているのである。実際に、こうした解釈手法は、国際司法裁判所の解釈実践において採用されている。特に、同裁判所は、自由権規約といった人権関連条約の解釈においても、条約解釈規則上の複数の解釈手段を組み合わせるより合理的かつ客観的な当事国意思に到達しようとしている。

第2節では、前節で明らかにされた、条約解釈規則における当事国意思概念が人権条約実施機関の実践において採用されているかを検討する。まず、実効的解釈について、各人権条約の起草者達が社会権の保障を排除するか、少なくとも裁判可能な社会権の保障を意図していなかったにもかかわらず、人権条約実施機関は、実質的には社会権を保障するように人権条約を解釈している。しかし、準備作業に反する解釈を行うことは、条約法条約31条の誠実な解釈に反すると思われる。自律的解釈についても、学説上、条約法条約31条4項もしくは同条約5条に根拠が求められるが、これらが直接の根拠となることは考え難く、人権条約実施機関も、条約法条約によって自律的解釈を正当化していない。発展的解釈について、まず、コンセンサスは、多数の当事国の実践に基づき認定されるため、条約法条約31条3項(b)における後に生じた慣行とは言えない。また、コンセンサスは、解釈の補的手段と言うには大きな役割を果たしているため、条約法条約32条における後に生じた慣行でもない。次に、コンセンサスは、国際組織の決議や被告国が批准していない国際条約によって認定されるため、同条約31条3項(c)における「国際法の関連規則」とも異なる。こうして、人権条約実施機関は、条約法条約の起草者が想定していた「客観的かつ合理的な当事国意思」ではなく、趣旨および目的に反映された「主観的な当事国意思」のみに沿って解釈を行っていると言える。

第4章 人権条約に付された留保を巡る「対立」と「対話」

第4章では、条約解釈と共に、人権条約の特殊性が問題となってきた、留保の問題について検討し、先行研究が把握してきた「対立モデル」だけでなく、「対話モデル」が人権条約実施機関、特に自由権規約委員会の国家報告制度において出現していると論じる。

第1節では、まず、条約法条約上の留保制度の欠陥を示し、同条約は、ある留保が両立性基準を満たしているかを判断する主体、そして、両立性基準を満たさない留保がもたらす帰結を明示していない。こうして欠陥を踏まえて、人権条約実施機関はそれぞれ、自ら留保の有効性を決定できるという「有効性決定権限」、そして、両立性基準を満たさない留保だけが無効になるという「留保可分論」を確立した。しかし、こうした「対立モデル」は、合意原則や同意原則と相容れないだけでなく、留保を付した当事国に対して、条約全体を受け入れるか、脱退するかという二者択一を突き付けることになり、当事国を脱退に追い詰めかねないという実際的な問題も抱えている。

第2節では、「対立モデル」だけでなく、「対話モデル」が出現していること、そしてその背景を論じる。まず、自由権規約委員会は、国家報告書審査において、当事国の留保が両立性基準を満たさないと述べながらも、その留保の撤回を勧告している。こうした「対話モデル」は、国際法委員会の「条約の留保に関する実行の指針」においても言及されており、欧州評議会の実践においても確認できる。次に、「対話モデル」の背景には、国家報告制度における「建設的対話」の特質や、自由権規約上の権利の漸進的側面がある。そして、対話的な手法の意義は、両立性基準を満たさない留保の自発的な撤回を求めるため、脱退の可能性を低減できることにあるが、結局、両立しない留保が一切撤回されていないため、実効性に欠ける。他方で、対立的な手法は、個人の保護を指向し、人権条約の一体性を確保できるが、当事国からの強い反発を生み、脱退の危険性を増加させる。つまり、対立モデルと対話モデルのどちらも、人権条約実施機関が人権条約を実効的に機能させるためには必要なのであり、それぞれのモデルが適材適所で人権条約実施機関の実践に現れると言える。

第5章 人権条約の解釈における「対立」と「対話」

第5章では、「対立モデル」と「対話モデル」という分析視角を用いて、同一の解釈手法における人権条約実施機関の間の差異を説明した上で、人権基準の高さと当事国の反発という現象において見られる差異も検討し、最後に、両モデルの並存が国際法および国際人権法の理論的問題に示唆を与えることを論じる。

第1節では、まず、第1項で、米州人権裁判所においては、当事国が人権条約の解釈に影響を与える余地が残されておらず、「対立モデル」が現れていると言え、その理由を論じる。まず、同裁判所は活動開始時から、重大な人権侵害を扱ってきたため、対立的解釈手法を採用した。現在、ラテンアメリカ諸国においては、法の支配と民主主義が十分に機能しており、また同裁判所は、重大な人権侵害ばかりを扱っているわけではないが、それでもなお、対立

モデルが継続している理由として、同裁判所が、脆弱な立場に置かれた人々に対する不平等や排除の問題に取り組んでいることがある。次に、自由権規約委員会においても、対立モデルが出現しており、その理由として、まず、同委員会は、非常に多様な当事国に対して、普遍的に人権を定義する必要があることがある。また、同委員会は、そもそも当事国からの政治的な支持が期待されていない国連を背景として活動しているため、人権の普遍性のみを根拠とせざるを得ないことも重要である。最後に、自由権規約委員会の履行確保手段は、拘束的な判断を下せないといった点で、既に「対話的」要素を内在させており、解釈手法までもを「対話的」にすることは現実的でない。次に、**第2項**では、欧州人権裁判所について論じ、同裁判所は、当事国間のコンセンサスを通じて、当事国が欧州人権条約の解釈に影響を与えることを容認しているため、「対話モデル」が出現していると言える。その背景としては、合意原則や補完性原則が考えられる。補完性原則の限界が論じられる通り、欧州人権裁判所は、少数者の人権が問題となる場合、対立的な解釈手法を用いることもあるが、少数者が問題となっている場合でも、対話モデルが出現することもある。それゆえ、同裁判所においては、補完性原則に基づく対話モデルが原則的であると言える。最後に、欧州人権裁判所における対話モデルは、欧州人権条約が民主主義の後退を防ぐことだけを目的とし、普遍的な人権の保障を念頭に置いてなかったことから説明され得る。**第3項**では、人権基準の高さと当事国からの反発という点で、対立的解釈手法と対話的解釈手法を比較する。まず、人権基準の高さについては、対話的解釈手法は、当事国との対話を通じて人権基準を向上させるため、当事国との対立を辞さない対立的解釈手法と比較して、人権基準を直ちに向上させることができない。実際に、同性婚や情報にアクセスする権利において、対立的解釈手法を用いる人権条約実施機関の方が、対話的解釈手法を用いる実施機関よりも、高い人権基準を採用していることが確認される。また、人権条約実施機関によって示された人権基準からの後退が、対話モデルにおいては許容されるが、対立モデルにおいては、許容されないという違いも見られる。次に、当事国からの反発について、対立モデルにおいては、当事国からの強い反発に屈することはなく、実際、米州人権裁判所や自由権規約委員会は、自らが示した人権基準を批判されても、それを変更することはない。しかし、対話モデルにおいては、当事国からの批判が強まると、それまで維持していた人権基準が後退することがあり、実際に、欧州人権裁判所は、近年、西欧の民主主義国に幅広い評価の余地を認める傾向にある。

第2節では、「対立モデル」と「対話モデル」の対比が、国際法および国際人権法の理論的問題にどのような示唆を与えるかを検討する。まず、**第1項**では、当事国意思について検討する。両モデルの共通点として、条約解釈規則に沿っていないため、当事国意思の意義が低下しており、これは、ソフト・ローの利用に代表される。しかし、対話モデルにおいて、人権条約実施機関は、当事国のコンセンサスを確認してから、段階を踏んで発展的解釈を行う一方で、対立モデルにおいては、そのようなコンセンサスを確認せずに、唐突に発展的解釈を行うという差異が見られる。**第2項**では、人権条約実施機関の裁量行使の在り方について、判例法理との一貫性との関係で検討する。まず、対立モデルと対話モデルの共通点とし

て、コンセンサスの位置付けと認定方法が、もっぱら判例法理に沿っているため、一貫していない。しかし、欧州人権裁判所においては、どのような条件で対話モデルと対立モデルが切り替わるかが一貫しておらず、実際に、同裁判所の「政治化」が問題となっている。**第3項**では、人権条約実施機関における民主主義について、特に熟議民主主義に焦点を当てて検討する。「二層の枠づけられた熟議民主主義」が、人権条約実施機関に共通した最新の理論として提示されている。この理論によれば、それぞれの国家を単位とした「民主的社会」において、人権に関する熟議が行われるものの、そうした国内的な人権保障が、国際的なレベルの熟議によって設定される「枠」によって補完される。そして、この理論は、国内的な熟議が国際的な熟議に合致しているか否かによって、介入か対話かを正統化するため、対立モデルと対話モデルの両方と整合的である。しかし、二層の枠づけられた熟議民主主義が人権条約実施機関に共通して妥当していないように思われる側面もある。最後に、**第4項**では、人権条約の制度的構想として主流である「立憲主義」と対立モデルおよび対話モデルとの関係を検討する。まず、「グローバル立憲主義」について概観すると、立憲的諸原則を高次の規範として措定しつつ、国際法と国内法との間に多面的かつ非階層的な関係を認める憲法多元主義が主流であり、そこでは、立憲主義であるがゆえに司法審査が重視されている。しかし、ラディカル多元主義からは、異なる秩序間の対立は、政治的な力関係で解決されているとの批判が行われている。以上を踏まえて、立憲主義が人権条約の構想としていかに論じられているかを見ると、まず、欧州人権裁判所においては、憲法多元主義とラディカル多元主義が論じられている。そして、同裁判所の立憲化は、同裁判所が自身の影響力の大きさを理由に当事国との関係に配慮するという意味で、対話モデルの契機となっている。他方で、憲法多元主義とラディカル多元主義が並行して論じられていること自体、同裁判所における対話モデルと対立モデルの並存を裏付けている。米州人権裁判所については、「ラテンアメリカ共通憲法典（ICCAL）」が立憲主義理論として論じられており、それによれば、同裁判所は、ラテンアメリカ諸国における構造的問題を変革するために、大胆な発展的解釈を行っているとされる。そして、この理論は、人権基準を自ら率先して示してきた同裁判所における「対立モデル」を裏付けている。最後に、自由権規約委員会については、同委員会が国際裁判所ではないことなどを理由として、立憲主義がそれほど活発に議論されてこなかった。論者の一部は、自由権規約を含む普遍的人権条約を題材に立憲主義を論じているが、やはり立憲化の途上を指摘している。つまり、立憲主義は、自由権規約委員会における「対立モデル」の出現を説明し得ないのである。むしろ、同委員会は、建設的対話というある種の「交渉」を当事国との間で行っており、そこで当事国に対して要求する人権基準は明確かつ高いものでなければならないのである。

第6章 結論

第6章では、これまで行ってきた検討を総括した後、対立モデルと対話モデルという分析視角の応用可能性について今後検討する必要性、そして、人権条約を巡る実践を「相対的普遍性」に基づいて把握する重要性を指摘することで、本博士論文を締め括る。

第1節では、まず、欧州人権裁判所、米州人権裁判所、自由権規約委員会の「共通性」として、いずれの解釈手法においても、条約法条約における「客観的かつ合理的な」当事国意思概念を採用していないことを指摘する。つまり、人権条約実施機関の解釈実践は、当事国の実践や国際条約から得られるコンセンサスを参照しているが、これらは条約法条約上の解釈手段とは言えず、もっぱら趣旨および目的に依拠している。他方で、全ての解釈手法が、趣旨および目的「だけ」に頼っているわけではなく、人権条約実施機関の間に差異が見られる。要するに、欧州人権裁判所は、コンセンサスといった当事国の立場を基本的には尊重する傾向にある一方で、米州人権裁判所と自由権規約委員会は、当事国の立場を一貫して軽視する傾向にあるのである。つまり、本博士論文が人権条約実施機関の間の「固有性」として明らかにしたのは、補完性原則、意思主義、人権の実効的保障という人権条約解釈を巡る共通した概念枠組の中で、人権条約実施機関によって強調点が異なり、その差異を「対立モデル」と「対話モデル」という異なるモデルで把握できるということである。ここで重要であるのは、人権条約解釈を巡る法と政治の関係である。欧州人権裁判所、米州人権裁判所、そして自由権規約委員会は、異なる政治的・制度的文脈に置かれているからこそ、異なるモデルが出現し、一つの実施機関の中でもモデルが切り替わるのである。

第2節では、バンジュール憲章とEU基本権憲章を例に、対立モデルと対話モデルという分析視角の有用性が今後検討されなければならないことを指摘する。まず、バンジュール憲章は、解釈手法について明示的に規定するといった点で、本博士論文が素材とした人権条約と異なるため、今後の検討を要する。また、EU基本権憲章の解釈においては、加盟国に共通の憲法上の伝統が参照されており、EU法の優位との関係も複雑である。

最後に、**第3節**では、本博士論文が示した結論が国際人権の「相対的普遍性」という考え方にも合致していることを指摘する。国際人権の「相対的普遍性」とは、国際社会ははまだ主権国家体制に依拠せざるを得ないことを踏まえて、人権という普遍的な思想が、国や地域によって異なるように構想され、実施されるべきという考え方である。本博士論文は、形式的には同じ人権条約であっても、その解釈手法は地域や制度によって異なることを示したのであり、国際人権の普遍性と相対性を織り交ぜて分析することが重要である。